

在留資格を取り消された人員 (2019年度&2018年度)

地方入国管理局管内	在留資格※に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合 (高度専門職2号の場合は6か月以上)		「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
札幌	0	1	0	0
仙台	0	5	0	0
東京	299	267	20	10
名古屋	33	44	5	5
大阪	35	59	3	3
広島	2	4	0	2
高松	0	7	0	0
福岡	15	43	1	2
総数	384 ※2	430 ※2	29 ※2	22 ※2

※2 (内訳)
 技術・人文知識・国際業務：14
 企業内転勤：1
 技能：4
 技能実習：40
 留学：298
 家族滞在：26
 特定活動：1

※2 (内訳)
 技術・人文知識・国際業務：12
 企業内転勤：1
 経営・管理：1
 技能実習：180
 留学：219
 家族滞在：16
 特定活動：1

※1 (内訳)
 日本人の配偶者等：24
 永住者の配偶者等：5

※2 (内訳)
 日本人の配偶者等：15
 永住者の配偶者等：7

【事例※2】
 ・留学生が学校を除籍された後に、3ヶ月以上日本に在留していた。
 ・在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪した後、親戚宅に身を寄せ、当該在留資格に応じた活動を行うことなく、3ヶ月以上日本に在留していた。
 ・在留資格「家族滞在」をもって在留する妻が、扶養者たる夫と離婚した後も引き続き、3ヶ月以上日本に在留していた。

【事例※2】
 ・在留資格「日本人の配偶者等」をもって在留している者が、日本人配偶者と離婚した後も引き続き、6ヶ月以上日本に在留していた。